



様式第4号(第6条関係)

平成 27年 4月 30日

三芳町議会議長 内藤 美佐子 様

三芳町議会議員 抜井 尚男

### 政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成26年度政務活動費収支報告書を提出します。

#### 記

#### 1 収 入

政務活動費

金 60,000 円

#### 2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	21,887	
研 修 費	17,940	
会 議 費	0	
資 料 購 入 費	2,080	
事 務 費	23,166	
合 計	65,073	

3 残 額 金 0円

(注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。

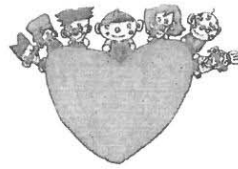
2 政務活動報告書を添付すること。

3 年度終了後30日以内に提出する。



様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政務活動費領収書・支払証書綴



領収書

2014/7/2

板井尚男 様

金額 ¥2000-

但し講演会チケット代として  
上記正に領収いたしました。

「青空の下に」講演会チケット  
2014/7/2

このチケットは当日限り有効です。再入場の際確認いたします。  
埼玉県入間郡三芳町間沢231-7  
ブルースカイ王国 明石城一  
大切に保管ください。

00119



新製品が安い  
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2014年 5月 4日(日) 19時54分

【お名前】 (1074(株)(KSD))  
刈ヒコ  
株式会社  
会員番号 0110062882941

<明細>  
1 SDメモリーカード ・ 持帰  
パナソニック  
4902704571779 RP-SDLC32GJK  
5%値引対象 1点 ¥5,314  
1点/合計 ¥5,314  
(内消費税等 ¥393)

[0111074-011138080-2310015364874]

領収証

2014年 5月 4日(日) 19時54分

板井尚男 様

金額 ¥5,314  
(内消費税等 ¥393)

但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

<内訳>  
現金 ¥5,314  
(内消費税等 ¥393)

現金お預かり  
お釣り



ケーズデンキ新座店  
電話番号 048-481-8155  
販売担当者138080 佐藤 瑠夏

店コード 2200001110748  
売上伝票番号 2310015364874



但 地方議員セミナー参加費として  
上記正に領収いたしました

¥14,000

板井尚男様

領収証

2014年 8月 25日

新宿区納戸町26-3 保育プラザ

TEL 03-6265-3173

代表

保育研究



様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政 務 活 動 費 領 収 書・支 払 証 書 綴

領 収 証

2014年8月25日

坂井尚男 様

¥ 2,080

但 書籍代として

上記正に領収いたしました

④

保育研究所

代表 村岡

新宿区納戸町26-3 [REDACTED] ラザ

TEL 03-6265-3173

領 収 証

26年10月20日

坂井尚男 様

¥ 4,800-

但し 土産 お茶3箱  
上記正に領収致しました

⑤

茶の森

有限会社 森



〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町北永井627  
TEL 049-258-3855 FAX 049-259-4427

様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政務活動費領収書・支払証書綴

領収証

No. 018313

坂井 尚男 様

平成 26 年 10 月 20 日

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	※
				7	5	9	8	0	

但し、御宿泊代として、  
上記金額正に領収いたしました。

6

Mobil

収入  
印紙

**スーパーホテル 新井・新潟**  
〒944-0075 新潟県妙高市猪野山 20-8  
Tel.0255-72-9000 Fax.0255-72-8400  
<http://www.superhotel.co.jp/>

担当者

領収書

セントラル石油(株)  
入間三芳SS  
埼玉県入間郡三芳町竹間沢602  
TEL:0492-58-2168  
2014/10/22(水)08:39

現金 様  
4-372190-00001 543813 0000  
売上 現金 手  
モービル ガソリン  
012000 ¥3127  
19.30L @162.0 L- 1 N- 1

小計 ¥3,127  
(内消費税等 ¥232)  
合計 ¥3,127  
※上記にて領収書とさせていただきます  
No.4980 担当:0001  
POS番号01  
2014/10/22

8

本日、御来店ありがとうございました。  
またの御来店を、お待ちしております。



松代PA  
TEL 026-278-3833 282143  
吉田興産(株)  
長野県長野市中御所5丁目1番18号  
TEL 026-223-0011

売上 2014年10月21日 14:33 手  
現金フリー 00-282143-90001-0001-9

出光ゼアス P-18(内) 4140円  
25.40 L @163.0

合計 4,140円 (内、消費税等(8.00%) 307円)

釣銭 1万円: 5,860円  
5千円: 860円

伝No: 10199 担当: 2202 熊原 誠  
釣銭機処理No. 06550

※ 本書保管上のお願  
財布・手帳等には  
お印字を内側に折  
り保管をお願い  
いたします。

領収証

No. \_\_\_\_\_

坂井 尚男 様

27 年 2 月 21 日

金額	¥17,852-
----	----------

但 DT 三芳町

上記正に領収いたしました

内	
消費税等	
現金	
小切手	

9

川越市南園 島 862  
地 図 の す が  
表 須 加 尾 留

TEL 049-222-1750

様式第4号（細則第3条第1項第3号関係）

## 支 払 証 書

支 払 額     5,780 円

上記の金額を支払ったことを証します。

平成 27年 4月 30日

三芳町議会議員  
氏 名 拔井 尚男



支払内訳・内容	別紙のとおり
理 由	
債 権 者 名	



様式第5号(第6条関係)

平成27年 4月30日

三芳町議会議長 内藤 美佐子 様

三芳町議会議員  
氏 名 抜井 尚男

政務活動報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記により平成26年度政務活動報告書を提出します。

記

1 調査事項	スマートIC及び地域振興施設の視察
2 調査場所	群馬県藤岡IC 新潟県新井スマートIC 長野県小布施スマートIC
3 調査日	平成26年10月20日(月)～平成26年10月21日(火)
4 参加者	抜井 尚男
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	別紙



高速道路 I C ・スマート I C 及び併設する地域振興施設の視察  
平成 26 年 10 月 20 日 (月) ～ 10 月 21 日 (火)

三芳町議会議員 抜井 尚男

## 質問事項

1、スマート I C 及び地域振興施設 (貴当該施設) の建設計画の発生から建設完了までの経緯

藤岡：第三セクターで開設、当初この地区はインターのトラックターミナルになる予定を変更し藤岡市が中心となり 3 セク設立後、「ららん藤岡」開設

新井：第三セクターによりスマート I C 開設時より道の駅「あらい」開設  
(国道沿い)

小布施：スマート I C 開設時より計画され I C 開設時に公園と併設

2、完成 (利用開始) から現在までの状況・利用実績等

藤岡及び新井は全国でも高水準の売り上げで特に「あらい」は全国一位になったこともある

3、当該施設の設計面等でよかった点・改善点

4、当該施設で多く利用 (売上の高い) されるものは

地場特産品が多いようだが、売れるものを置かないと売り上げは伸びない。

5、地元地域の振興に大きく寄与しているか、特にどんなところが

地域のイベント等を開催している

6、地域住民の声は

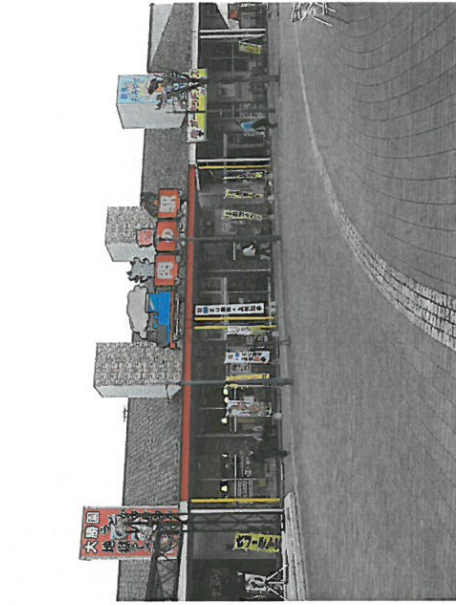
地域の方々の買い物の対称点とならないと経営が難しくなる。地域に愛されるお店づくりが重要である。観光客 (高速利用者は土日利用のみ)

7、高速道路利用者の声は

土日の利用が主で、平日は利用が少ない。観光客の需要にこたえる商品構成が重要である

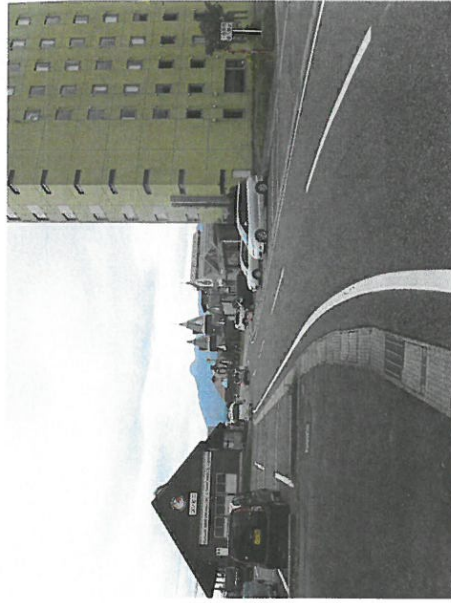
- 8、建設にあたって問題になったことは無かったのか(土地買収や地域の反対)  
地域でも必要との声が多かったようである。
- 9、見本(参考視察等)となった施設はありましたか  
特になし
- 10、三芳パーキングフルICでも振興施設を検討しているがアドバイスは  
平日は地元顧客の買い物スポットとなるような店舗づくりが重要。土日の  
観光客(高速利用者)には地場産品等を上手くPRすべき。
- 11、その他全体を通して何かありましたら  
高速利用者だけの施設ではなく、地元地域の方の買い物スポットとなるよ  
うなしつらえが重要のようである。売り上げの半分強が地元地域の方々の  
ようである。

藤岡IC「SSSん藤岡」





新井22-1IC  
道の駅「あらい」





# 小布施ハイウェイオアシス「お散歩」



## 小布施ハイウェイオアシス 犬の散歩区域

犬を連れて公園に入るときは、次のことを守ってください。

1. 犬を連れて入ってよい区域と、いけない区域を守ること。
2. 犬は常に引き綱等でつなぐこと。
3. フンは持ち帰ること。
4. 犬に水遊びをさせたり、プラッシングをしないこと。
5. そのほか、他人に恐怖感を与えたり、迷惑となる行為はしないこと。

小布施町役場 地域創生部門

犬の連れ込み可能区域